

食の安全安心部会・食育推進部会の設置（案）について

1 目的

食の安全安心・食育推進会議の審議にあたり、必要に応じ特定事項、専門的な事項等についての調査審議を行う。

2 設置根拠

熊本市食の安全安心・食育推進会議運営要綱第9条

3 構成員

会長が指名する者

4 調査審議項目

(1) 食の安全安心分野に係る特定事項、専門的な事項等

※調査審議事項

- ・消費者・生産者・食品関連事業者及び行政の相互理解・信頼関係の確立と推進（情報の提供と共有の効果的な方法）
- ・熊本市独自の食品衛生の確保（熊本市版HACCPの周知及び普及方法）
など

(2) 食育推進分野に係る特定事項、専門的な事項等

※調査審議事項

- ・学校・保育所・幼稚園等における食育の推進（朝食の欠食等食生活の乱れ等）
- ・職場・大学等における食育の推進（食育実践講座等の実施方法等）
- ・食品関連事業者等と連携した食育の推進（「健康づくりできます店」の増加方法等）
など

5 開催時期

平成26年10月以降に各1回開催